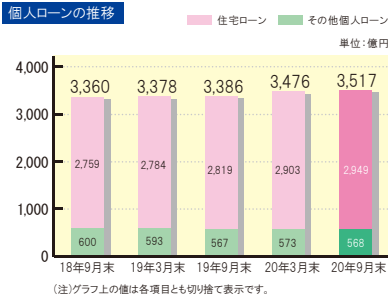


個人ローン

■住宅ローン残高が増加

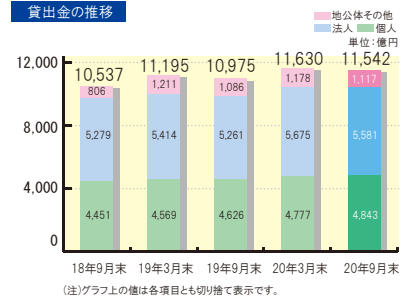
個人ローンの期末残高は、住宅ローン残高の増加により、前期末比41億円増加の3,517億円となりました。



貸出金

■例年の季節的な要因により減少

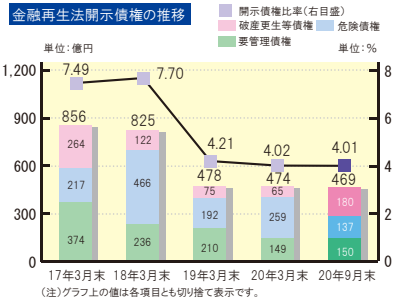
貸出金の期末残高は、例年の季節的な要因により前期末比88億円減少の1兆1,542億円となりました。前年同期末比では、住宅ローンの販売好調等により567億円増加しています。



開示債権

■開示債権額、比率ともに改善

金融再生法に基づく開示債権額は、前期末から5億円減少し469億円となりました。開示債権額の減少により、開示債権比率は、前期末比0.01ポイント低下の4.01%となりました。



資産の健全化

琉球銀行は、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、不良債権の早期処理、お取引先の経営改善支援に積極的に取り組んでまいりました。二〇〇八年度上期においては、お取引先の債務者区分良好化等により、金融再生法に基づく開示債権額は着実に減少しました。

当行は、地域金融機関として地域経済との共生に重点を置きながら、適切に地域のリスクを取りつつ、お客さまと共に諸課題の解決に取り組む問題解決型金融業を目指してまいります。例えば、自己査定債務者区分であれば、破綻懸念先や要注意先のほとんどは事業を継続しており、業績の回復や延滞解消があれば正常先に戻る可能性が十分にあります。当行は、こうした経営改善に取り組んでいるお取引

お取引先の経営改善支援、資産の健全化に積極的に取り組んでいます

先企業のご要望に対して、経営改善に向けた助言、「経営改善計画」策定の支援などに積極的に取り組むことで、県内のお取引先企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図ってまいります。

二〇〇八年度上期については、二百一十一先の経営改善支援に取り組み、うち二十三先で債務者区分の良好化を図ることができました。当行は引き続き経営改善支援の取り組みを強化し、県内の中小企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図ってまいります。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	引当率	引当額	保全率
破綻先 122億円	破産更生等債権 180億円	無担保部分の 100.00%	79億円	100.00%
実質破綻先 57億円				
破綻懸念先 137億円	危険債権 137億円	無担保部分の 54.27%	33億円	79.21%
要管理先 229億円	要管理債権 150億円	無担保部分の 17.93%	27億円	46.20%
その他要注意先 1,280億円	正常債権 11,227億円	債権額の1.62%	20億円	
正常先 9,868億円		債権額の0.06%	6億円	
合計11,696億円	合計11,696億円	合計	167億円	
				開示債権額 469億円 開示債権の保全率 74.91%

(注) 1.表上の値は各項目とも切り捨て表示です。
2.2008年9月末現在。

引当・保全率の考え方

- 破綻先・実質破綻先の債権
担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。
- 破綻懸念先の債権
過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 要管理先・その他要注意先・正常先の債権
過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。
- 保全率
担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

- ◎ 自己査定の破綻先・実質破綻先＝金融再生法の破産更生等債権
破産、清算、会社更生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権、およびそれと同等の状態にある債務者に対する債権です。
- ◎ 自己査定の破綻懸念先＝金融再生法の危険債権
現状では事業を継続しているが、実質的に債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。
- ◎ 自己査定の要管理先＞金融再生法の要管理債権
 - 自己査定の要管理先
債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3か月以上延滞している貸出金のある債務者です。
 - 金融再生法の要管理債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や元金または利息の支払いが3か月以上延滞している貸出金です。自己査定における債務者区分は「債務者単位」、金融再生法に基づく開示債権額は「債権単位」です。例えば、一人の債務者に2件の貸出金があり、うち1件の貸出金が3か月以上延滞している場合、自己査定では2件の貸出金合計額が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では要管理債権と正常債権(要管理債権以外の貸出金)にそれぞれ区分されます。
- ◎ 自己査定:その他要注意先(要管理債権のない要注意先)
貸出条件に問題のある債務者、貸出金等が3か月未満延滞している債務者、財務内容に問題のある債務者などです。

